

投資事業有限責任組合契約に関する法律

【逐条解説】

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 編
(平成17年6月1日改訂)

～目次～

○法律の名称の変更	1
○第一章 総則	5
・第1条	5
・第2条	6
・第3条	8
第1項	8
第1号、第2号	10
第3号	12
第4号、第5号	15
第6号	20
第7号	22
第8号	23
第9号	24
第10号	26
第11号	29
第12号	31
産業活力再生特別措置法の特例について	33
第2項	34
第3項	37
・第4条	38
・第5条	41
○第二章 組合員の権利及び義務	44
・第6条	44
・第7条	46
・第8条	49
・第9条	60
・第10条	64
○第三章 組合員の脱退	67
・第11条	67
・第12条	68
○第四章 組合の解散及び清算	70
・第13条	70
・第14条	73

・ 第 15 条	74
○第五章 民法の準用	75
・ 第 16 条	75
○第六章 登記	84
・ 第 17 条	84
・ 第 18 条	87
・ 第 19 条	88
・ 第 20 条	89
・ 第 21 条	91
・ 第 22 条	93
・ 第 23 条	94
・ 第 24 条	96
・ 第 25 条	97
・ 第 26 条	98
・ 第 27 条	99
・ 第 28 条	100
・ 第 29 条	101
・ 第 30 条	102
・ 第 31 条	104
・ 第 32 条	105
・ 第 33 条	106
○第七章 罰則	114
・ 第 34 条	114
・ 第 35 条	115
○証券取引法上の投資家保護ルールについて	116
○証券取引法等の一部を改正する法律 附則	122
○関連法令について	137

はじめに

我が国における投資事業組合（組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し、主として出資の形で資金を供給する組合）は、**1980**年代前半ごろから、ベンチャー・ファンドを皮切りに組成され始めたが、当時は、民法組合が主として活用されていた。

しかしながら、民法組合で投資事業組合を組成した場合、投資家は無限責任を負うこととなるため、十分資金を集めることができないという限界があり、特に、ベンチャー振興の観点から、いわゆるベンチャー・ファンドのために、有限責任制の組合制度の設立を求める声が強くなっていた。そこで、平成**10**年に「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」（中小有責法）が制定され、中小未公開企業に投資する投資事業組合の投資家については、出資額までしか責任を負わない（有限責任制）よう民法の特則が設けられた。

中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象は、その後、順次拡充され、平成**14**年に有限会社や匿名組合が、平成**15**年には、産業活力再生特別措置法の認定企業など一定の要件を満たす事業再生企業が追加された。

しかしながら、近年、投資事業有限責任組合の活動範囲はさらに広がりを見せている。例えば、

- ① 経営再建を目指す流通業などに典型的に見られるが、株式上場を維持しながら事業再生を行う場合、当該企業の公開株式を取得して経営再建を主導する類型（上場維持型事業再生）
- ② 経営再建を目指す企業の債権を銀行などから買い取り、デット・エクイティ・スワップ（**DES**（債務の株式化））を行い経営権を取得して経営再建を主導する類型（**DES** 先行型事業再生）
- ③ 主として中小企業再生を目的として、その債権を取得し、主要債権者として経営再建を主導する類型（債権取得型中小企業再生）
- ④ 出資先企業に対するメザニン融資や **DIP** 融資なども併せて行う類型（出融資融合型）

といった、ファンド主導の多様な事業再生パターンやベンチャー企業支援のパターンが出現している。

こうした場合、ファンドの事業内容は、公開、未公開や規模の大小に関わらない広く企業の株式一般への投資になり、また、債権取得や融資機能まで拡大することになる。ところが、中小有責法のもとで組成された中小企業等

投資事業有限責任組合は、こうした要請に応えることはできず、我が国の多くのファンドは、わざわざ手間暇かけて海外（ケイマン諸島等）の法律に基づきファンドを組成することを余儀なくされていた。

こうした状況を改善するため、平成**16**年**4**月**30**日付で「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を改正し、原則中小未公開企業に限られていた出資先の制限について、中小未公開企業だけでなく大企業や公開企業への出資のほか、金銭債権の取得や融資等を行うことも可能とした。これに伴い、法律の名称も「投資事業有限責任組合契約に関する法律」へと衣替えした。

他方で、投資事業有限責任組合による投資対象が拡大し、本組合が一般の投資家にも親しみのある上場企業の株式等への投資を行うようになると、流動性の低い中小未公開企業の株式等のみを対象としていた中小有責法に比して、投資に関する専門的知識を有しない一般の投資家が本組合への投資に勧誘されやすくなることが想定される。そのため、上場株式等の有価証券と同様に、本組合の出資持分についても一定の投資家保護ルールを設けることが要請される。

そこで、平成**16**年**6**月**2**日付で成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成**16**年法律第**97**号）（平成**16**年証取法一部改正法）によって、本組合の出資持分を証券取引法上のみなし有価証券とすることで、証券取引法における投資家保護ルールを導入するとともに、その施行までの期間については、本法において暫定的な投資家保護ルールが設けられた。

その後、本組合に関する上記の証券取引法等の改正が平成**16**年**12**月**1**日付で施行された。これに伴い本法における暫定的な投資家保護ルールも撤廃され、一連の改正作業は全て完了した。

中小有責法に基づき組成された中小企業等投資事業有限責任組合契約の取扱い

中小有責法に基づき組成された中小企業等投資事業有限責任組合については、平成 16 年 4 月 30 日付の改正後は当然に改正後の本法に基づき組成されたものとして取り扱うこととし、「中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿」に登録された事項は、改正後の「投資事業有限責任組合契約登記簿」に登録されたものとみなすこととした（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 44 号）附則第 2 条）。したがって、中小有責法に基づき登記された投資事業有限責任組合については、既に締結した投資事業有限責任組合契約の範囲内で活動を行っている限り、改正に伴い新たに登記等の手続を採る必要はない。

また、中小有責法に基づき登記された中小企業等投資事業有限責任組合が、改正により拡充された事業（公開株式の取得等）を行う場合には、いったん既存の投資事業有限責任組合を解散した上で新たに改正後の本法に基づく投資事業有限責任組合を組成する手続を経なくても、組合契約につき所要の変更を行えば足りる。ただし、こうした組合契約の変更を行った場合には変更登記手続を要する（第 3 条第 2 項、第 17 条、第 20 条）。

民法組合からの投資事業有限責任組合への移行

従来民法組合として存続してきた投資事業組合について、組合員、出資金、出資先企業などをそのまま引き継ぎながら、本法の投資事業有限責任組合へと衣替えを行おうとするケースが見受けられる。

この場合、民法組合と投資事業有限責任組合は異なる法律を根拠法としていくことから、いったん民法組合を解散し、新たに本法に基づく投資事業有限責任組合契約を締結しなければならない。具体的には、全組合員の合意を得て新たに投資事業有限責任組合契約書の作成手続を行い、組合契約の効力が発生した後、第 17 条の登記をする必要がある。

ただし、新たに本法に基づく組合契約を結ぶにあたって要する組合員の出資については、民法組合の財産を清算して各組合員に返還し、改めて投資事業有限責任組合に出資させるという迂遠な手続を経るには及ばない。すなわち、民法組合が保有していた金銭その他の財産は、全組合員による共有財産であるから、第 6 条第 2 項に基づき全組合員が共同で投資事業有限責任組合にそのまま出資することにより、投資事業有限責任組合に引き継ぐことができる。ただし、民法組合として取得していた財産のうち、事業目的の範囲外として投資事業有

限責任組合が取得することが本法で認められていないものについては、投資事業有限責任組合に引き継ぐことはできない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者に対する投資事業を行うための組合契約であって、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

【解説】

中小有責法は、ベンチャー振興の観点から、中小ベンチャー企業への投資促進のために民法組合の特例を定めたものであり、法律上の目的も「円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等の促進」としていた。

平成 16 年 4 月 30 日付の改正後においては、投資事業有限責任組合の事業範囲を中小ベンチャー企業のみならず大企業や公開企業にまで拡充するとともに、融資や金銭債権の取得も可能とすることで、広く事業者全般への産業金融機能を強化することを目的とした。

そこで、同改正後における法律上の目的は「事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資すること」に改めた。

(定義)

第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人を除く。）及び事業を行う個人をいう。

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

【解説】

第1項(事業者の定義)

中小有責法においては、投資事業有限責任組合の投資対象を中小企業等に限っていたが、事業拡大・事業再編等の局面における幅広い企業に対する資金供給の必要性の高まりに対応するため、平成16年4月30日付の改正によって、投資対象を中小企業等のみならず広く公開企業や大企業を含む事業者一般に拡大している。

「事業者」の具体的定義は、以下のとおりである。

- ① 「法人（外国法人を除く。）」
- ② 「事業を行う個人」

これは、何ら事業を行っていない一般個人への資金供給は、本法の対象とはしないとの考え方に基づいている。

「事業」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいい、小売業や卸売業のほか、医師、弁護士等の自由業もこれに含まれる。

第2項(投資事業有限責任組合の定義)

投資事業有限責任組合の基本的要件として、第3条第1項の投資事業有限責任組合契約によって成立すること、無限責任組合員及び有限責任組合員からなることが定義されている。

本項をうけて、投資事業有限責任組合において無限責任組合員又は有限責任組合員が欠けた場合には、解散の登記前であつてかつ組合員が欠けてから2週間以内に補充された場合を除き、本組合は法律上当然に解散するものとされている（第13条第2号）。

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であって同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

十 前各号の事業に付随する事業であって、政令で定めるもの

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、

各組合員はこれに署名し、又は記名押印をしなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の指名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

【解説】

第 1 項(投資事業有限責任組合契約の成立)

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

本項は、投資事業有限責任組合契約が、民法上の組合契約と同様、出資を行う各当事者による意思の合致により成立する諾成契約であることを示すとともに、合意の前提となる投資事業有限責任組合が行うことができる事業の範囲について定める。

第 1 号から第 7 号までは投資等資金の供給に関する事業、第 8 号はコンサルティング事業、第 9 号は他の投資組合向けの出資、第 10 号は第 1 号から第 9 号までの事業に付随する事業、第 11 号は外国法人への投資、第 12 号は余裕金の運用について定めている。

この事業範囲に沿っている限り、本組合はベンチャー・ファンド、マネジメント・バイアウト・ファンド、その他様々なファンド形態として利用可能である。

注) 参照条文

無限責任組合員が本項に定める事業範囲を超えた行為を行った場合の法律効果については第 7 条第 4 項参照。

「各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。」

投資事業有限責任組合契約の本質は、

- ① 各組合員が出資を行うこと（第 6 条参照）
- ② 本項各号に掲げる範囲内で共同の事業を行うことを約すること

であることを示す。

本法の投資事業有限責任組合契約はいわゆる諾成契約であるため、契約の効力は当事者の合意により発生する。

このため、登記前であっても、組合員間では当該契約は有効であり、法律関係は本法に基づき処理される。ただし、登記を行わないまま組合が取引を行った場合、各組合員は自らが有限責任組合員であること等の登記事項を、これらの事項につき善意の相手方には対抗できない（第 4 条第 1 項参照）。また、登記事項に変更を生じたときは、法律で定める期間内（原則 2 週間以内）に変更の登記をしなければ、無限責任組合員又は清算人は登記懈怠により 100 万円以下の過料に処せられる（第 34 条第 1 号参照）。

投資事業有限責任組合と投資顧問業法の関係について

投資事業有限責任組合は、法律上、組合員の共有に属する組合財産を、組合員の共同の事業として運用する組合であると規定されている（第 3 条）。また、無限責任組合員も必ず一口以上の出資を行うこととされており（第 6 条第 1 項）、投資判断についても無限責任組合員と有限責任組合員が共同で行うのが一般的である。したがって、こうした場合には、無限責任組合員の行為は、投資顧問業法が規制する「他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うこと」の営業（投資一任業務）には該当しないと解される。

他方、投資一任業務を行う場合は、当該無限責任組合員は投資顧問業法の規制に服すべきものと考えられる。

第1号、第2号(株式等の取得及び保有)

- 一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

【改正のポイント】

一連の改正により、投資対象を中小企業等に限定する制限を撤廃し、大企業の株式等の取得を可能にした。

【本号の解説】

第1号(設立に際して発行される株式等の取得及び保有)

投資事業有限責任組合は、株式会社の設立に際して発行される株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有を事業として行うことができる。

「**株式の取得**」とは、会社が設立時に発行する株式を引き受けることに加え、当該株式を他の株主から買い取る行為等を含む。投資事業有限責任組合が出資先企業を成長させる方法としては、企業資本を直接増加させる株式の引受けの他にも、他の株主から株式を買い取った後に経営指導等を行ってその成長発展を支援する場合も想定されるためである。

「**保有**」とは、継続的に自己の支配下に置いている状態一般を指す。したがって、取得後の株式の譲渡（ベンチャー・ファンドのように企業の株式公開後に当該株式を市場で売却すること、出資先企業が株式公開をする見込みがない場合に当該株式を第三者等に売却すること、マネジメント・バイアウト・ファンドのように出資先企業の株式を経営者等に売却することなど）や、株主総会における議決権の行使、配当金の受領等は当然に「保有」に含まれる。

「**持分の取得**」とは、株式の取得と同様、有限会社又は企業組合の設立時における出資の引受により持分を取得することに加え、当該持分を他の社員から

買い取る行為等を含む。また、「持分の保有」とは、株式の保有同様、継続的に自己の支配下においている状態一般をいう。

第 2 号(設立後に発行する株式等の取得及び保有)

投資事業有限責任組合は、設立後の株式会社が発行する株式若しくは新株予約権又は設立後の有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有を事業として行うことができる。

「**株式若しくは新株予約権の取得**」とは、株式会社が発行した株式又は新株予約権の引受け及び買取り等を指す。

「**株式若しくは新株予約権の保有**」についても第 1 号と同様、自己の支配下に置いている状態一般を指し、取得後の株式等の譲渡や配当金の受領、新株予約権の行使等を含む概念である。

なお、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、「新株予約権付社債等」として、①商法第 341 条ノ 2 第 1 項に規定する新株予約権付社債、及び②新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てた社債を取得及び保有の対象として規定していたが、これらについては、平成 16 年 12 月 1 日付の改正に伴い、それぞれ第 3 号に規定する指定有価証券の「社債券」に含まれるものとして整理された。したがって、平成 16 年 12 月 1 日付の改正後においても、新株予約権付社債等は第 3 号に基づき引き続き取得・保有することが可能である。

第 1 号と第 2 号において、株式等につき設立に際して発行されるものと設立後に発行されるものを区別している理由は、株式会社等の法人は登記が設立要件となっている一方で、設立登記は株式等の発行後に行われるため、設立に際して発行される株式等は株式会社等の設立前に発行されることとなり、厳密には株式会社等が発行するものとはいえないためである。

第3号(指定有価証券の取得及び保有)

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

(指定有価証券)

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる債券
- 二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる特定社債券
- 三 証券取引法第二条第一項第四号に掲げる社債券
- 四 証券取引法第二条第一項第五号に掲げる出資証券
- 五 証券取引法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
- 六 証券取引法第二条第一項第五号の三に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 七 証券取引法第二条第一項第七号に掲げる受益証券
- 八 証券取引法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券又は投資法人債券
- 九 証券取引法第二条第一項第七号の三に掲げる受益証券
- 十 証券取引法第二条第一項第七号の四に掲げる受益証券
- 十一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形
- 十二 証券取引法第二条第一項第六号若しくは前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る同法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書
- 十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの

【改正のポイント】

投資事業有限責任組合が事業者に資金を供給するにあたっては、株式等の

取得による出資以外の形態による資金供給のニーズは大きい。

そこで、平成**16**年**4**月**30**日付の改正により、証券取引法に規定する有価証券であって事業者の資金調達に資するものの取得及び保有を可能とした。また、同年**12**月**1**日付の改正による一般的な投資家保護ルールの導入に伴い、有価証券の取得等を大幅に自由化した。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については**116**頁参照。

【本号の解説】

事業者への投資ニーズに対して投資事業有限責任組合が柔軟に対処できるようにするため、本号では、「有価証券であって事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの」（指定有価証券。令第**1**条参照）の取得及び保有を本組合の事業としている。

他方で、株式に比べて流動性やリターンの確実性の高い有価証券が本組合の投資対象に加わると、一般の投資家が本組合への投資に勧誘されやすくなる。この点、平成**16**年**4**月**30**日付の改正においては、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、本組合が取得するニーズが最も高く、かつ投資家保護の観点から大きな問題が発生する蓋然性の低い社債券（証券取引法第**2**条第**1**項第**4**号）及び約束手形のうちいわゆる**CP**（同項第**8**号）並びにこれらに表示される権利であって証券取引法第**2**条第**2**項の規定により有価証券とみなされるもの（近年の有価証券のペーパーレス化に対応するための規定）のみを指定有価証券として規定していた。

その後、平成**16**年**12**月**1**日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から指定有価証券の内容を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、事業者の資金供給に資する下記の債券、出資証券等を新たに指定有価証券に追加することとした。

- ・ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（証券取引法第**2**条第**1**項第**3**号）
- ・ 特定目的会社の発行する特定社債券（同項第**3**号の**2**）
- ・ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（同項第**5**号）
- ・ 協同組織金融機関の優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書（同項第**5**号の**2**）
- ・ 特定目的会社の発行する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（同項第**5**号の**3**）

- ・ 投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券（同項第 7 号の 2）
- ・ 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券又は指定有価証券に係るオプションを表示する証券又は証書（同項第 10 号の 2）
- ・ 指定有価証券（オプション証券・証書を除く。）に表示される権利であつて、証券取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの

また、証券取引法上の投資家保護ルールの導入に伴い、本組合が取得及び保有をなし得る信託受益権に関する制限も撤廃された（第 3 条第 1 項第 6 号の解説参照）。そこで、信託受益権を表章する下記の受益証券についても新たに指定有価証券に追加することとした。

- ・ 投資信託又は外国投資信託の投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2）
- ・ 貸付信託の受益証券（同項第 7 号の 3）
- ・ 特定目的信託の受益証券（同項第 7 号の 4）

特定指定有価証券の取扱いについて

平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、出資先である事業者以外の事業者が発行する指定有価証券（特定指定有価証券）について、投資家保護の観点から、①保有期間は 6 ヶ月でなければならないこと、②特定指定有価証券の取得に際し、その保有期間が 6 ヶ月を超えた場合には、その日において無限責任組合員のいずれかが当該特定指定有価証券を買い取ることをあらかじめ約することを条件として、特定組合（有限責任組合員の資格が制限された組合）に限りその取得及び保有が認められていた。

しかしながら、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことに伴い、特定指定有価証券の取得及び保有に関する規制は撤廃された。したがって、平成 16 年 12 月 1 日以降は、本組合は発行者が出資先の事業者であるか否かにかかわらず、自由に指定有価証券を取得できることとなった。

なお、平成 16 年 11 月 30 日以前に取得した特定指定有価証券については、同年 12 月 1 日改正後は通常の指定有価証券となるため、特段の手続を経ることなく保有し続けることができる。

第4号・第5号(金銭債権の取得及び保有並びに金銭の新たな貸付け)

- | |
|---|
| <p>四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有</p> <p>五 事業者に対する金銭の新たな貸付け</p> |
|---|

【改正のポイント】

第3号の解説においても述べたとおり、出資以外の形態による資金供給のニーズは大きい。

そこで、平成16年4月30日付の改正により、第5号に基づき事業者に対する金銭の新たな貸付けを行うことを可能とするとともに、第4号に基づき一定の範囲内で金銭債権の取得及び保有をなし得ることとした。また、同年12月1日の改正による一般的な投資家保護ルールの導入に伴い、金銭の新たな貸付け及び金銭債権の取得等を大幅に自由化した。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

【本号の解説】

第3号の規定と同様の趣旨で、事業者への投資ニーズに対して投資事業有限責任組合が柔軟に対処できるようにするため、(i)事業者に対する金銭の新たな貸付け及び事業者に対する金銭債権の取得並びに(ii)事業者の所有する金銭債権の取得及び保有を本組合の事業としている。

事業者でない者に対する金銭の貸付けや、事業者でない者が所有する事業者でない者に対する金銭債権については、事業者への資金供給に資するものではないため、対象から除外されている。

第4号の「**金銭債権の取得及び保有**」には、買取りによる金銭債権の譲受け等による取得及びその取得した金銭債権の保有のほか、弁済の受領や担保権の設定等の債権の管理行為も含まれる。なお、第5号に基づいて本組合が貸し付けた金銭に係る金銭債権は、第4号の規定に基づき保有することとなる。

特定金銭債権の取扱いについて

特定指定有価証券と同様、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においては、出資先である事業者以外の事業者に対する金銭債権（特定金銭債権）について、投資家保護の観点から、①保有期間は 6 ヶ月でなければならないこと、②特定金銭債権の取得に際し、その保有期間が 6 ヶ月を超えた場合には、その日において無限責任組合員のいずれかが当該特定金銭債権を買い取ることをあらかじめ約することを条件として、特定組合に限りその取得及び保有が認められていたが、平成 16 年 12 月 1 日付の改正による証券取引法上の投資家保護ルールを導入に伴い、かかる規制は撤廃された。

なお、平成 16 年 11 月 30 日以前に取得した特定金銭債権についても、特定指定有価証券と同様、同年 12 月 1 日改正後は通常金銭債権として、特段の手続きを経ることなく保有し続けることができる。

金銭の新たな貸付けと出資法

投資事業有限責任組合が組合事業として金銭の新たな貸付けを行う場合、「金銭の貸付けを行う者」として、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規制に服することとなる（同法第 5 条等）。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
（高金利の処罰）

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十九・二パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前三項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、

これを十五日として利息を計算するものとする。

- 5 第一項から第三項までの規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。
- 6 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項から第三項までの規定を適用する。
- 7 金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

金銭の新たな貸付けと利息制限法

投資事業有限責任組合が組合事業として金銭の新たな貸付けを行う場合、当該貸付けに係る金銭消費貸借については、利息制限法の規定が適用される。

利息制限法

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

- 第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の一・四六倍を超えるときは、その超過部分につき無効とする。
- 2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。
 - 3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

金銭の新たな貸付けと貸金業法

貸金業の規制等に関する法律（貸金業法）は、「貸金業」（金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うもの）を営もうとする者に対して適用される。したがって、投資事業有限責任組合が業として事業者に対して金銭の新たな貸付けを行う場合には、貸金業を営もうとする者として貸金業法の規制を受けることとなり、貸金業法に基づく貸金業者登録（同法第3条）等が必要となる。

具体的な登録方法等については、各財務局又は都道府県の貸金業担当課にお問い合わせ願いたい。

貸金業の規制等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 国又は地方公共団体が行うもの

二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は

事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

その他の各規制法の適用について

上記以外の各規制法の適用については、各規制法の趣旨等に鑑み判断されることとなるので、これについては各規制法を所管する各省庁にお問い合わせ願いたい。

第6号(匿名組合契約の出資の持分又は信託受益権の取得及び保有)

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

【改正のポイント】

株式等の取得による出資以外の形態による事業者への資金供給のニーズが大きいことから、平成16年12月1日付の改正による一般的な投資家保護ルールに伴い、事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託受益権の取得及び保有による事業者への資金供給についての制限を撤廃し、これらを自由に取得できることとした。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

【本号の解説】

匿名組合契約の出資の持分の取得及び保有について

中小有責法においては、本組合が取得できる匿名組合出資は中小企業等を相手方とするものに限られていた。そして、平成16年4月30日付の改正後においても、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、投資営業者を相手方とするもの以外の匿名組合契約の出資の持分の取得をなし得る範囲はなお従前のおりとされていた。

その後、平成16年12月1日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から匿名組合契約の出資の持分の取得を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分を自由に取得できることとした。

なお、平成16年4月30日付の改正においては、投資家保護の観点からファンド・トゥ・ファンドについての上限規制等を別途設けていたため、投資営業者でない事業者を相手方とする匿名組合契約と、投資営業者でない事業者を相手方とするものとをそれぞれ別個に規定することとし（平成16年4月30日付改正後の第3条第1項第7号及び第9号参照）、投資営業者を相手方とする匿名

組合出資への投資についてはファンド・トゥ・ファンドと同様の規制を設けていた。しかしながら、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によりファンド・トゥ・ファンドについての規制が撤廃されたことから、これらの区別も撤廃し、事業者に対する匿名組合契約の出資の持分の取得及び保有は全て本号に基づいてなし得ることとしている。

「**匿名組合契約に基づく出資**」とは、本組合が、匿名組合の営業者となる事業者の一定の事業に着目し、事業資金を出資する見返りに当該事業収益の分配を受けることのできる契約を締結し、当該契約に基づいて行われる出資である。

信託の受益権の取得及び保有について

中小有責法においては、信託の受益権は中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受けるものに限って取得及び保有が可能とされていた。そして、平成 16 年 4 月 30 日付の改正においても、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、信託の受益権の取得をなし得る範囲はなお従前のおりとされていた。

その後、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点から信託の受益権の取得を制限する必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、信託の受益権に対する投資を自由になし得ることとした。

第7号(工業所有権及び著作権の取得及び保有)

七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

【改正のポイント】

中小有責法では、中小企業等が保有する工業所有権及び著作権の取得及び保有に事業範囲が限定されていたが、平成16年4月30日付の改正によって、すべての事業者が所有する工業所有権及び著作権の取得及び保有にまで事業範囲を拡充した。

【本号の解説】

本号の業務は、事業者の所有する工業所有権及び著作権の取得及び保有のほか、投資事業有限責任組合がこれらの権利に関して、当該事業者その他の者に対して利用を許諾することも含む。

本号の業務も第3号から第6号までと同様、事業者に対する出資以外の手法による資金供給手段の一つである。

本号における「工業所有権」の範囲については、事業者に広く資金調達を認めるとの法の趣旨に鑑み、いわゆる狭義の工業所有権である特許権、実用新案権、意匠権、商標権のみならず、種苗法に基づく育成者権や半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権等も含まれると解される。また、「著作権」についても、いわゆる狭義の著作権のみならず、著作権法に基づく著作隣接権等が含まれると解される。

第8号(経営又は技術の指導)

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

【改正のポイント】

平成16年4月30日付の改正により、投資対象として事業者の指定有価証券及び事業者に対する金銭債権を追加したことに伴い、投資事業有限責任組合がその指定有価証券又は金銭債権を保有している事業者に対する経営又は技術の指導についても組合が営むことのできる事業範囲に追加することとした。

【本号の解説】

出資先の事業者及び今後出資を行う予定のある事業者への成長支援のためには、資金供給のみならず、当該事業者の役員会への参加、当該事業者への役員その他の人材の派遣、種々のコンサルティングやアドバイス等のサポートを提供していくことが重要である。また、無限責任組合員は幾多の投資経験を通じて得たノウハウから、当該事業者に対して有益な助言をなし得る。こうした観点から、出資先の事業者及び今後出資を行う予定のある事業者への経営・技術指導についても、本組合の事業範囲に含めることとしたもの。

第9号(ファンド・トゥ・ファンド)

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

【改正のポイント】

ファンド（投資事業を営む組合）による資金供給への需要が高まるにつれ、昨今では大規模なファンドがその信用力を背景に大手機関投資家から資金を調達し、小規模なファンドに分散投資を行うケースが増えている。

このようなファンドからファンドへの投資（ファンド・トゥ・ファンド）を可能とするため、投資事業有限責任組合の資金の100%を、投資事業を営む別の組合に出資できることとした。

【本号の解説】

中小有責法では、ファンド・トゥ・ファンドは本組合の事業の遂行を妨げない限度においてのみ営むことが認められていたが、近年のファンドを通じた資金供給の需要の高まりを受け、平成16年4月30日付の改正により、ファンド・トゥ・ファンドに関する制限を撤廃することとした。ただし、同改正においては、一般的な投資家保護ルールが未整備であったため、投資家保護の観点から、いわゆるコミットメント金額の50%までとの上限を設けていた。

その後、平成16年12月1日付の改正によって、本組合の出資持分について証券取引法における投資家保護ルールが導入されたことで、投資家保護の観点からファンド・トゥ・ファンドに上限を設ける必要はなくなった。そこで、同改正に伴い、ファンド・トゥ・ファンドを自由になし得ることとした。

注) 参照頁

一般的な投資家保護ルールの概要については116頁参照。

なお、平成16年4月30日付の改正において本号に規定されていた投資営業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分については、平成16年12月1日付の改正後においては第6号に基づく投資対象として整理することとした。

「**投資事業**」とは、具体的には、投資事業有限責任組合が行っている事業等をいう。

第 10 号(付随事業)

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

(付随事業)

第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項の事業者が発行し、又は所有する約束手形（証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く。）の取得及び保有を行う事業
- 二 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業
- 三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

【改正のポイント】

平成 16 年 4 月 30 日付の改正によって、投資対象に指定有価証券及び金銭債権が追加されたが、これらの指定有価証券又は金銭債権には不動産等の担保が設定されていることもあり得る。そこで、投資事業有限責任組合が取得した指定有価証券又は金銭債権に係る担保権の目的である不動産（隣地等を含む。）及び動産に限っては、付随事業として取得及び保有することを認めることとした。

また、CP 以外の約束手形及び譲渡性預金証書の取得及び保有については、金銭債権の取得等に付随する事業として営むことができることとした。

【本号の解説】

本号は第 1 号から第 9 号までに掲げる業務に付随する業務を定めたもの。具体的には、政令において①事業者が発行し又は保有する約束手形（CP を除く。）の取得、②譲渡性預金証書の取得及び保有、並びに③投資事業有限責任組合の

取得した指定有価証券に表示されるべき権利又は金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業を定めている。

事業者が発行し又は保有する約束手形について

約束手形は有価証券に該当するところ、そのうちの **CP** については指定有価証券として取得及び保有をなし得ることとされている（令第 1 条第 11 号）が、それ以外の約束手形については対象とされていなかった。

しかしながら、本組合が約束手形を取得できないこととなると、事業者が銀行から手形貸付の形で金銭の借入れを受けている場合などに、事業再生ファンドが当該手形貸付に係る約束手形を取得して **DES** を行うことにより、事業者の再生を図ろうとする際などに不都合が生じる。

そこで、事業者が発行し又は保有する **CP** 以外の約束手形については、金銭債権の取得等に付随する業務として取得及び保有をなし得ることとした。

譲渡性預金証書について

平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、金銭債権を自由に取得することができるようになったことから、譲渡性預金証書に係る金銭債権についても取得対象となることとなった。しかしながら、譲渡性預金証書そのものについては、必ずしも「金銭債権」に含まれるか否かが明確ではない。

そこで、金銭債権に付随する譲渡性預金証書が本組合による取得対象であることを明確化するため、譲渡性預金証書については、金銭債権の取得等に付随する事業として取得及び保有をなし得ることとした。

担保権の目的である不動産及び動産の売買等について

指定有価証券や金銭債権に担保権が付されている場合には、当該担保権の実行に際して、譲渡担保の実行や競売における自己競落により、本組合が担保不動産等を取得するケースが想定される。

かかる場合において担保不動産等の取得を禁ずると、本組合にリスクの高い無担保融資、無担保債権の取得を強制することとなり、本組合の事業範囲を狭め、ひいては事業者への資金供給が十分に行われないこととなりかねない。

そこで、付随事業として担保目的物等の取得及び保有をなし得ることとした。

第 11 号(組合の事業の遂行を妨げない限度において行う事業)

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

(外国法人の発行する株式の取得等)

第九条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同号の規定による取得の価額の合計額の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

【改正のポイント】

平成 16 年 4 月 30 日付の改正により、投資対象を中小企業等のみならず広く公開企業や大企業を含む事業者一般に拡大したことに伴い、投資事業有限責任組合の事業の遂行を妨げない限度において行う外国法人の発行する株式等への出資についても、同様に対象を拡大している。

なお、平成 16 年 12 月 1 日付の改正によって、ファンド・トゥ・ファンドに関する規制が撤廃されたことに伴い、ファンド・トゥ・ファンドの出資額を令第九条に基づく取得限度の算定における通算対象から除外することとした。

【本号の解説】

投資事業有限責任組合は、本号により、投資金額が出資総額の 50%未満の範囲内であり、かつ組合契約の定める制限の範囲内で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（海外投資）を行うことができる。

投資事業有限責任組合側の観点からは、出資総額のうち的一定割合を海外の投資対象等に出資することは、分散投資を基本とする健全なポートフォリオ運用に資するものである。また、こうした投資活動を通じて収集したグローバル

な投資の動向に関する情報は、我が国における投資判断や出資先への経営・技術指導の際にも役立つ。

しかしながら、本法の主たる目的は我が国の事業者に対する円滑な資金供給にある（第1条）ことから、海外投資については、第1号から第10号までの事業を妨げない限度で、かつ当該出資の価額の合計額が出資の総額の50%未満に収まる範囲内において、組合契約の定めるところにより行わなければならないものとした（令第9条）。

なお、本号に基づく事業は、令第2条において「組合契約の定めるところにより行わなければならない」とされていることから、組合契約で定める制限を逸脱して行われた場合には、当該出資は第7条第4項にいう追認不可能な無権代理行為となる。（例えば、投資対象とする外国法人を米国法人に限定する旨組合契約で規定したにもかかわらず、無限責任組合員が欧州企業へ投資した場合には、かかる投資を他の組合員は追認できない。）

第 12 号(余裕金の運用)

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

(余裕金の運用方法)

第十条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 国債又は地方債の取得
- 三 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

【改正のポイント】

平成 16 年 12 月 1 日付の改正により、投資対象として指定有価証券が大幅に拡大されたこと、及び信託受益権の取得等に関する制限が撤廃されたことに伴い、第 3 号又は第 6 号に基づき取得及び保有が可能となったものについて、余裕金の運用対象から除外した。

【本号の解説】

投資事業有限責任組合の財産は、本来的に事業者への資金供給に用いられるべきものであるから、余裕金の運用のあり方については、①投機的ではなく安全であって、かつ、②換金性・流動性が高いなどの効率的な方法であることが必要と考えられる。

具体的な余裕金の運用方法は令第 10 条において以下のように規定している。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金（第 1 号）

「**金融機関**」とは、業として預金（貯金を含む。）の受入れをする者をいい、具体的には銀行のほか、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合

会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、保険会社及び短資会社等を指す。

- ② 国債又は地方債の取得（第 2 号）
- ③ 外国債、外国地方債、国際機関債、外国特殊債、外国金融機関が発行する債券並びに外国、外国地方公共団体、国際機関、外国政府関係機関、外国地方公共団体関係機関又は外国金融機関が債権保証を行っている債権（第 3 号）

産業活力再生特別措置法の特例について

従前の産業活力再生特別措置法（産活法）は、中小有責法に基づく中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を拡大し、中小企業等に該当しなくても認定事業再構築事業者等に対する出資や金銭債権の取得等を可能とするなどの特例を設けていた。

今般の一連の改正により、投資事業有限責任組合の投資対象が拡充し、大企業の株式や金銭債権の取得が可能となったため、産活法の特例の範囲は全て本法の本則に含まれることとなった。そのため、平成**16**年**12**月**1**日付の改正に伴い、産活法の特例は全て廃止された。

なお、平成**16**年**12**月**1**日付の改正前に組成された本組合についても、改正後の本法が適用されるので、産活法の特例を利用していた場合であっても、特段の手続を経ることなく従前の事業を継続することができる。

第2項(組合契約書の記載事項等)

- 2 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、各組員はこれに署名し、又は記名押印をしなければならない。
- 一 組合の事業
 - 二 組合の名称
 - 三 組合の事務所の所在地
 - 四 組員の指名又は名称及び住所並びに無限責任組員と有限責任組員の別
 - 五 出資一口の金額
 - 六 組合契約の効力が発生する年月日
 - 七 組合の存続期間

【解説】

投資事業有限責任組合契約が全組員の合意により締結されること、及び本法の要求する諸要件を満たしたものであることを担保するため、組合契約につき各組員による組合契約書への署名又は記名押印を要求するとともに、絶対的記載事項が求められる「要式契約」としたものの。

「**署名**」とは自ら氏名を記すこと（自署）が要求されるのに対し、「**記名**」は自署を必要とせず、他人が書いてもよいし、印刷でもよい。このため、記名の場合には併せて押印も必要である。

組合契約書への絶対的記載事項は以下のとおり。

① 組合の事業（第1号）

投資事業有限責任組合は、第1項各号に定める事業の範囲内の事業を行うことを約することにより効力を生ずるとされていることから、組合契約書に組合の事業について記載させるもの。具体的には、第1項各号に掲げる事業の範囲内で、組合が行う事業を列記することとなる。

② 組合の名称（第2号）

本法に基づく組合として名称中に「投資事業有限責任組合」という文字を

用いるべきこと（第 5 条）、組合の同一性を明らかにしなければならないことから、組合契約書に組合の名称を記載させるもの。

③ 組合の事務所の所在地（第 3 号）

投資事業有限責任組合は、各組合員が組合契約により共同で事業を行うための団体を結成するものであるため、組合の活動拠点としての事務所（同時に組合員や組合債権者に対して開示しなければならない帳簿を設置する場所でもある）を定める必要があることから、組合契約書に組合の事務所の所在地を記載させるもの。

「**事務所の所在地**」とは、商法（商法第 63 条、第 166 条第 1 項第 8 号）における本店及び支店の所在地についての解釈同様、事務所の所在する独立の最小行政区画、すなわち市町村その他これに準ずる地域（東京都の特別区）を指し、地名番地の表示は必要ない。

④ 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員の別（第 4 号）

組合の構成員である組合員の氏名・名称及び住所について明らかにすることは、組合契約の前提である。

また、投資事業有限責任組合は無限責任を負う無限責任組合員と有限責任を負うにとどまる有限責任組合員とから成り立つことを本質としている（第 2 条第 2 項）ことから、組合契約書において、組合契約を締結する組合員中における無限責任組合員と有限責任組合員の別を明らかにさせるもの。

⑤ 出資一口の金額（第 5 号）

第 6 条において、組合員は出資一口以上を有しなければならないこと及び一口の金額が均一でなければならないことを規定しているため、組合契約書において出資一口の金額を記載させるもの。

⑥ 組合効力が発生する年月日（第 6 号）

投資事業有限責任組合では、組合契約の効力発生日から 2 週間以内に登記しなければならない（第 17 条）ことから、組合契約の効力発生日が確定していなければならないため、組合契約書において効力発生日を記載させるもの。

⑦ 組合の存続期間（第 7 号）

民法組合においては、各組合員は組合の存続期間の定めがない場合又はあ

る組合員の終身間存続するものと定めている場合には、原則としていつでも脱退することができ、存続期間の定めがある場合にはやむを得ない場合にしか脱退できないとされている（民法第 678 条）。しかしながら、投資事業有限責任組合においては、組合の債権者に対する責任財産充実の観点から、各組合員はやむを得ない場合にしか脱退できないものとしている（第 11 条）ため、組合契約書において組合の存続期間を記載させるもの。

なお、上記の点に鑑み、組合契約は必ず有期契約であることを要すると解される。

「**存続期間**」とは、存続期間の満了が組合の解散事由となっている（第 13 条第 4 号）ことから明らかなおり、組合契約の効力発生日から組合の解散（第 13 条）までの期間を意味する。組合契約の効力発生日から清算終了までの期間を指すのではない。

第3項(組合宛の通知又は催告等)

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

民法組合においては、組合は法人格を有しないため、第三者が組合に対して通知・催告を行う場合には、全組合員（業務執行者がいない場合）若しくは業務執行者宛に行わなければならないものと解されており、投資事業有限責任組合においても、業務執行者たる無限責任組合員宛に行った組合に対する通知・催告が有効であることはいうまでもない。

ただし、投資事業有限責任組合は、民法組合と同様に法人格は有しないものの、組合業務を執行する活動拠点を明示する趣旨から法律上組合の事務所を設けることとされており（第3条第2項）、かつ組合の事務所の所在場所は登記簿上明らかにされている（第17条第4号）。したがって、無限責任組合員の住所と異なる組合の事務所が設けられた場合、組合の事務所への通知・催告についても本組合に対する通知・催告として有効なものとして取り扱い、もって本組合と取引関係に入る第三者の保護を図ることとした。

(登記)

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又は過失により不実の登記をした者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

【解説】

第1項(登記と善意の第三者に対する対抗力)

組合契約は当事者の同意により効力を発生するものの、組合が本法に基づく投資事業有限責任組合であること等は、登記を行ってはいじめて善意の第三者に対抗できることを謳ったもの。したがって、本法に基づく組合に関して、その登記事項につき悪意の第三者に対しては、仮に登記前であっても対抗することができることになる(登記前に組合が負った債務についても、組合当事者同士はどの組合員が無限責任組合員あるいは有限責任組合員であるかを知っていると考えられるため、組合員当事者間では、有限責任組合員としての責任の限定を主張することができる)。

本法では、法的に一部の組合員の有限責任を担保することと併せて、当該組合と取引関係に入る第三者が組合員の一部につき有限責任であることについて予見可能であるような客観的状況を作る必要が生じるところ、我が国では登記が一般的な公示機能として最も定着している制度であることから、新たに本組合契約に関する登記制度を創設することとしたものである(第17条の解説 **本章の趣旨**参照)。

本法の組合は民法の任意組合を基礎とするもの(法人格を有せず、投資事業有限責任組合契約を締結することにより成立する諾成の任意組合)であり(第2条第2項)、民法組合においては一部の組合員の有限責任は悪意の第三者に対して対抗できるとされていることからすると(民法第675条参照)、本法の組合における登記についても、これを登記事項についての対抗要件とすることは適当でないと考えられる。したがって、本法の登記は、通常の商業登記(商法第12条参照)と同様、登記事項についての対抗要件ではなく、登記すれば登記事項につき第三者の悪意を擬制するという効力(「公示力」)を有するにとどまるこ

としたもの（したがって、法律関係の対抗要件は、登記自体ではなく第三者の悪意ということになる）。

民法

（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

○第2項(不実の登記の効力)

本項は、登記の外観を信頼した善意の第三者を保護する制度であり、取引の安全に配慮したものである。登記における禁反言の法理の現れということもできる。登記により当該登記事項について第三者の悪意を擬制する（「公示力」）以上、その後、登記事項が不実であることをもって当該善意の第三者に対して対抗できるとすることは正義に反することによる。

投資事業有限責任組合の印鑑証明書について

商業登記規則

（印鑑の証明の請求）

第二十二條 印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、印鑑届出事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九條第二項及び第九條の四第二項の規定を準用する。

2 （略）

（印鑑の証明）

第三十二條の二 登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

投資事業有限責任組合契約の登記の取扱いを定める投資事業有限責任組合契約登記規則は、第 8 条において印鑑証明書に関する商業登記規則の諸規定を準用している（同規則第 22 条第 1 項前段、第 32 条の 2 等）。したがって、投資事業有限責任組合は、株式会社等と同様、組合の代表印についての印鑑証明書の交付を受けることができる。

(名称)

第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

【解説】

第1項(組合の名称における投資事業有限責任組合の文字の使用)

他の組合形態との混同を避け、組合と取引関係に入ろうとする第三者の予見可能性を確保して取引の安定を図るため、組合の名称中に「投資事業有限責任組合」という文字の使用を義務づけるもの。同様の規定は、我が国における株式会社や有限会社、合名会社、合資会社等の会社組織や米国のリミテッド・パートナーシップにおいても存在する。

これらの文字は、名称の冒頭に置いても末尾に置いてもよいが、分解して間に任意の文字を挿入してはならない。したがって、組合契約を結ぶ際に組合の名称を「〇〇〇投資事業有限責任組合」、「投資事業有限責任組合△△△」、あるいは「〇〇〇投資事業有限責任組合△△△」という形で定めなければならない。

第2項(組合以外の者による投資事業有限責任組合の文字の使用の禁止)

投資事業有限責任組合には当たらない法人、団体、組合等に対して、その名称中に投資事業有限責任組合であることを示す文字の使用を禁止するもの。商法第18条においては、第三者保護の予見可能性確保の観点から、会社以外の組織がその商号中に「会社」であることを示す文字を使用できないとの規定があるが、本項の規定もこれと同趣旨である。

第3項(商号に関する商法の規定の準用)

投資事業有限責任組合の名称につき、不正の競争の目的をもって当該組合と同一又は類似する名称の投資事業有限責任組合を組成し、あるいは当該組合と同一の名称の組合契約を同一市町村内において登記すること等を禁止することにより、先に投資事業有限責任組合を組成した他の無限責任組合員の信用及び名声を保護するとともに、紛らわしい商号の濫用によって損害を蒙るおそれから一般人を保護する趣旨である。

実務においては、自社名を投資事業組合名に冠して、「A 投資事業有限責任組合一号」「A 投資事業有限責任組合三号」のような名称で複数の投資事業有限責任組合を並行的に業務執行する慣行があるが、これらの投資事業有限責任組合間においては業務執行者が同一であることから、無限責任組合員の信用ないし名声の毀損が問題となることはない。また一般人にとっても、同一の無限責任組合員がそれらの投資事業有限責任組合員の業務執行権として法律行為等を一元的になし(第7条第1項)、損害を発生させた場合にも当該無限責任組合員が連帯無限責任を負う(第9条第1項)ため、不利益は生じない。本項が禁止するのは、ある無限責任組合員が先に組成し登記をなした「A 投資事業有限責任組合」について、異なる無限責任組合員 B が同市町村において「A 投資事業有限責任組合三号」のような類似名の投資事業有限責任組合を組成してその名称で業務執行したりするような場合である。なお、この場合には「他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号」を「不正ノ目的ヲ以テ」使用していると推定される(商法第20条第2項参照)。

商法

第十九条 他人ガ登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第二十条 商号ノ登記ヲ為シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ対シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

② 同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ他人ノ登記シタル商号ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一条 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号ヲ使用スルコトヲ得ズ

② 前項ノ規定ニ違反シテ商号ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第4項(自らの名称を使用した有限責任組合員の責任)

投資事業有限責任組合においては、その対外的な業務執行権を無限責任組合員に与えており（第7条第1項）、有限責任組合員は組合の対外的な業務執行権を有しない。このような組合の業務執行権の所在についての混乱を防ぎ、また組合と取引をする第三者の信頼を保護するため、有限責任組合員の名称を組合の名称に用いることを制限し、それが使用された場合には、当該有限責任組合員について無限責任組合員と同一の責任を負わせることとするものである。

すなわち、当該組合が無限責任組合員 **A** と有限責任組合員 **B**、**C**、**D** から構成される場合、組合の名称を「**B** 投資事業有限責任組合」とした場合には、有限責任組合員 **B** は、無限責任組合員 **A** と同一の責任を負うということである。